

後付け部品の騒音防止装置（マフラー）に関わる自主改善の実施について

平成 28 年 2 月 17 日

国土交通省自動車局審査・リコール課長 殿

通知者の氏名 トヨタテクノクラフト株式会社  
 又は 名称 代表取締役社長 稲垣 和也  
 住 所 東京都港区芝浦 4 丁目 8 番 3 号

弊社の後付け部品の騒音防止装置（マフラー）に不具合があることが判明したため、以下のとおり自主改善を実施いたしますので、ご報告申し上げます。

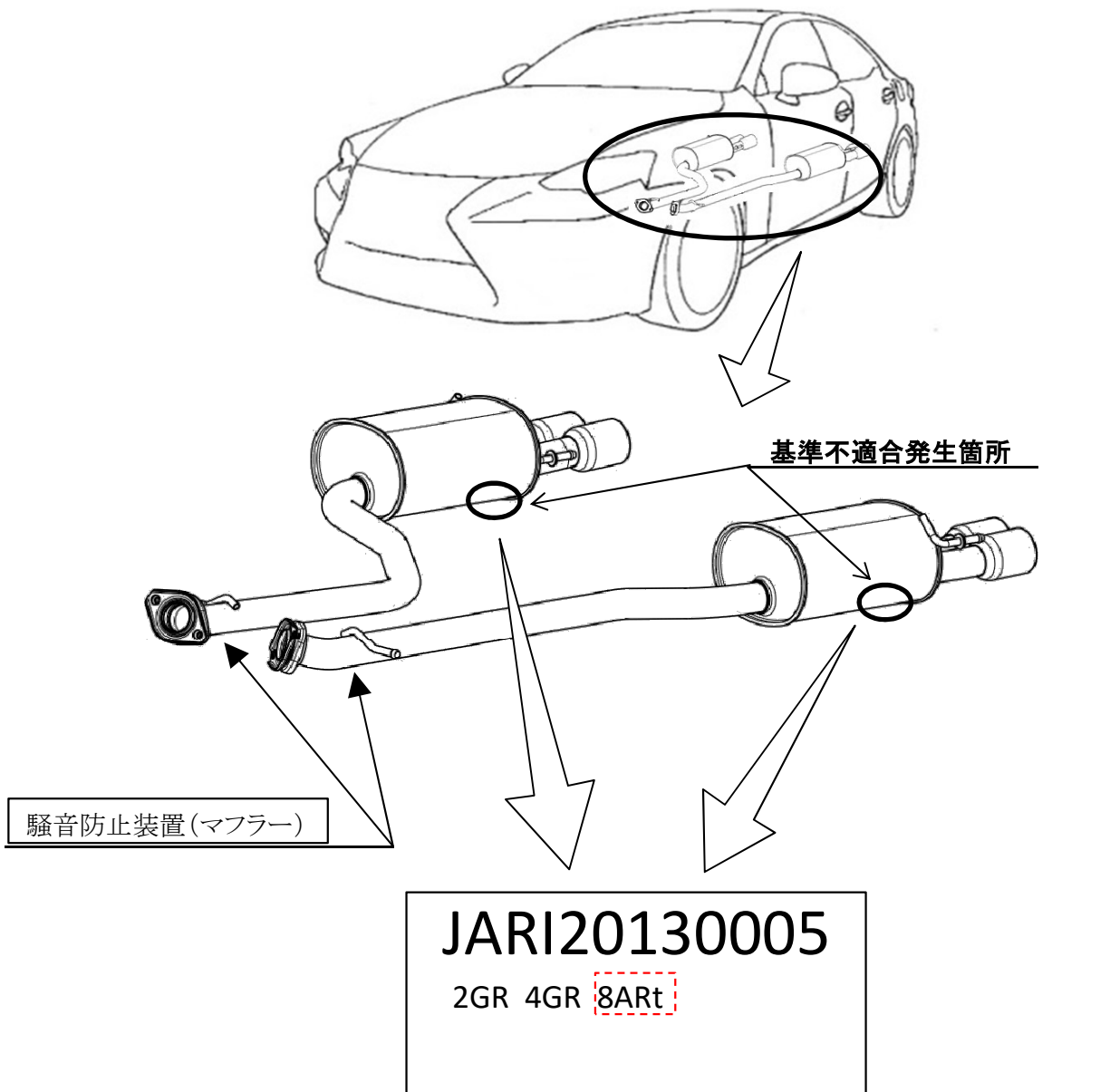
自主改善開始日	平成 28 年 2 月 18 日
不具合の内容	後付け部品の騒音防止装置(マフラー)において、性能等確認済表示に記載されるべき複数の原動機型式のうち、1つの記載が無いものがある。そのため、記載が無い原動機を備える車両にこのマフラーを装着した場合、マフラーの性能確認ができず保安基準への適合性が判断できないおそれがある。
自主改善の内容	記載が無い原動機を備える車両に装着された当該マフラーの性能等確認済表示を確認し、原動機型式の記載が無いものであれば正規品へ交換する。
クレーム件数	1 件
事故の有無	無し
使用者に周知させるための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者:当該部品出荷先の販売店を通じ、電話やダイレクトメールで通知する。</li> <li>・自動車分解整備事業者:日整連発行の機関誌に掲載する。</li> <li>・トヨタテクノクラフトのホームページに自主改善情報を掲載する。</li> </ul>

対象の製品名	部品番号	自主改善対象部品の出荷時期	自主改善対象数	備考
スポーツマフラー	MS153-53002	平成 27 年 6 月 16 日～ 11 月 10 日	63	レクサス 『IS』用
スポーツマフラー	MS153-24001	平成 27 年 8 月 18 日～ 11 月 10 日	21	レクサス 『RC』用
合 計			84	

【注意事項】

上記の期間中に出荷されたものにおいても自主改善の対象とならない場合があります。

## 改善箇所説明図



注:  は交換部品を示す。

後付け部品の騒音防止装置(マフラー)において、性能等確認済表示に記載されるべき複数の原動機型式のうち、1つの記載が無いものがある。そのため、記載が無い原動機を備える車両にこのマフラーを装着した場合、マフラーの性能確認ができず保安基準への適合性が判断できないおそれがある。

### 改善の内容

記載が無い原動機を備える車両に装着された当該マフラーの性能等確認済表示を確認し、原動機型式の記載が無いものであれば正規品へ交換する。